

令和5年度 電波の利用状況調査 (第3号調査:各種無線システムの調査)

有効利用評価部会で頂いた質問について

**令和6年5月
総合通信基盤局電波部
電波政策課**

【ご質問】 26GHz帯FWAについて、「常時発射」だが「発射実績のない」無線局の発射実績がない理由はなぜか。

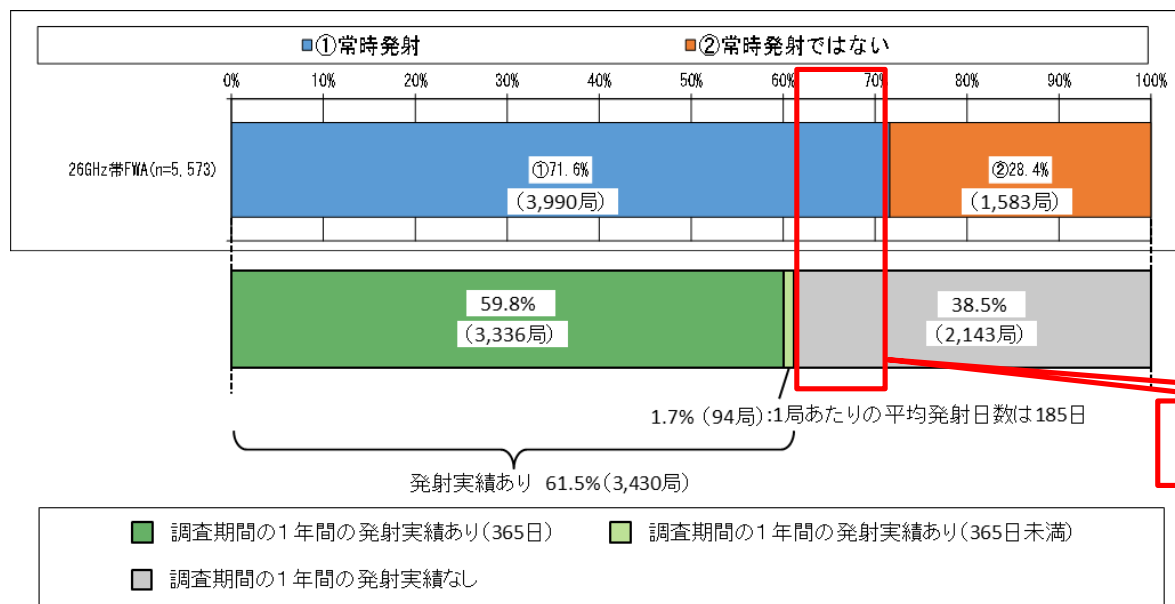
【回答】 ○調査票は「無線局は、電波を常時発射することを目的とした無線局ですか。」という問いになっています。
免許人に追加調査したところ、以下の回答要旨のとおりでした。

＜免許人回答要旨＞

- ・対象無線局は携帯電話基地局のエントランス回線として、光回線の開通が困難、または時間を要する場合や、運用中の無線局が故障した際のバックアップ等として使用することを目的として免許を取得している。
- ・対象無線局を利用する場合は、原則的には常時発射(24時間365日発射)として運用することを想定しているが、当該1年間において発射実績がなかった。
- ・なお、発射実績がない対象無線局は、機能確認のため定期的な試験を実施しているが、測定器やケーブル接続による試験であり、空中線からの電波発射は実施していない。

○引き続き、調査目的に合わせて、より適切な設問となるよう検討を行っていきます。

26GHz帯FWA（常時発射か否か、1年間の電波発射実績）



「常時発射」だが「発射実績のない」無線局

【補 足】 令和4年度調査の評価において以下のご指摘を頂いたことを踏まえ、令和6年度の調査から調査票に「年間の発射実績がない理由」の設問を新設しております。
同様に次回714MHz超の調査を行う令和7年度調査の調査票へ反映させていただきます。

「年間の送信日数」の調査結果の中に「送信実績なし」との回答が見受けられた点が議論となり、一部について追加調査を行ったところ、実際には試験電波を発射しているシステムが存在することが確認された。一般的に、災害対策用の電波利用システムについては、運用可能な状態にあるか定期的に確認しておくことが望ましいことから、試験電波の発射も含めた年間を通じた送信実績を適切に把握した上で評価を行うことが適当である。

(令和4年度電波の利用状況調査(714MHz 以下の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果(概要版)より抜粋)

発射実績がない理由設問イメージ(参考: R6調査設問)

Q6-3. 年間の発射実績がない理由

年間の発射実績 (動作確認、訓練、試験電波の発射等を含む^(*)) がない理由を回答して下さい。

該当する全ての選択肢を選択して下さい。^(*)

【回答欄】(複数選択)

1. 廃止するため	【 】
2. <u>電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため</u>	【 】
3. 発射には通信の相手方等との調整が必要であるため	【 】
4. 緊急時等のみしか発射することが認められていないため	【 】
5. その他	【 】
具体的な理由:	

(*) 動作確認、訓練、試験電波の発射等がある場合、「Q6-1. 年間の発射日数」を回答してください。

(*) 選択肢「5. その他」を選択した場合、具体的な理由を記入して下さい。

【ご質問1】 非静止衛星コンステレーションを用いたブロードバンド衛星通信サービスについて、日本も打ち上げる計画などはあるのか。

【回 答1】 現時点では日本において、公表されている計画は把握しておりません。

【ご質問2】 36GHz超の周波数区分において電波天文の帯域が多くあるが、世界的に決まっている周波数帯であるのか。
また、36GHz超のすべての電波天文の帯域で利用されているのか。

【回 答 2】 世界的に概ね共通の帯域が電波天文業務に分配されており、国内における電波天文の帯域は、国際的な分配*1の範囲内で分配しています。

電波天文は、宇宙で放射される微弱な電波を受信することにより、天体や宇宙空間の物理状態などを観測*2するシステムです。

*1 ITU(国際電気通信連合)が定めるRR(無線通信規則)により示されています。

*2 分子によって放射される周波数が異なることを利用し、観測対象にどのような分子が、どの程度含まれているのかを知ることができます。

そのため、観測に用いる様々な周波数が電波天文に分配されている一方、高周波の産業利用が進んできたことで、周波数の共用も重要となっています。

